

令和7年度低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付金)の給付額に不足が生じる方などに対し、給付を行います。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 臨時給付金窓口(社会福祉課) ☎ 934-5543

■給付対象

令和7年1月1日時点で、八潮市に住民登録がある方で、次の【不足額給付Ⅰ】または【不足額給付Ⅱ】に該当する方

【不足額給付Ⅰ】

⇒給付額：不足額を1万円単位で切り上げた額

☑ 定額減税補足給付金の給付金額を再算出した結果、不足が生じた方

- ① 令和6年1月1日および令和7年1月1日ともに八潮市に住民登録があり、公金受取口座などの登録がある方には、給付のお知らせを8月上旬より順次発送します。
- ② 上記①で公金受取口座などの登録がない方には、確認書を8月上旬より順次発送しますので、必要事項および必要書類を添付のうえ、期限までに申請してください。

【不足額給付Ⅱ】

⇒給付額：原則4万円

☑ 次のすべての要件を満たす方 ※対象者は申請が必要です

- ・ 定額減税対象外の方
(所得税額および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ)
- ・ 税制度上、扶養親族から外れてしまう方
(扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・ 以下の低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主や世帯員ではない方
令和5年度非課税世帯支援給付金 [7万円]
令和5年度均等割のみ課税世帯支援給付金 [10万円]
令和6年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯支援給付金 [10万円]

申請期限：令和7年10月31日(金) 必着

給付金の概要に関するお問い合わせは、臨時給付金コールセンターへ ☎ 050-3315-9892

ひとり親家庭支援制度

児童扶養手当などの支援事業について、お知らせします。なお、支援を受けるには一定の条件や審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 ①～③ = 子育て支援課 ☎ ④ 209、④ = 東部中央福祉事務所 ☎ 048-737-2359

①児童扶養手当

☑ 18歳まで(一定の障がいのある場合は20歳未満)のこどもを育てているひとり親家庭など(所得制限あり)

※公的年金を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。

▶ 全部支給額 46,690円 ▶ 一部支給額 46,680円～11,010円
2人目以降の加算額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※手当を受けている方は、8月中旬に現況届の提出が必要です。

②ひとり親家庭等医療費助成

☑ ひとり親家庭または、そのこどもを育てている養育者家庭など(所得制限あり)

③ひとり親家庭自立支援事業

(1)教育訓練給付金

☑ 受講する教育訓練が適職に就くため必要と認められるひとり親家庭の父母

☑ 医療事務、簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額(上限金額は講座内容による)を助成

(2)高等職業訓練促進給付金

☑ 児童扶養手当の受給者または同等の所得のひとり親家庭の父母

☑ 専門的な資格(看護師など)を取得するため、養成機関で6カ月以上修業する場合に課税世帯は月額70,500円、非課税世帯は月額10万円を助成(上限4年のうち最後の1年は4万円増額)
※(1)(2)いずれも受講する機関への手続き前に相談が必要です。

④母子および父子並びに寡婦福祉資金

☑ ひとり親家庭の父母と寡婦の方

☑ お子さんの学費など各種資金の貸し付け(審査あり)

障がいのある方への経済的支援制度

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。なお、支援を受けるためには申請が必要です。

問 障がい福祉課 ☎ ④ 434

①在宅重度心身障がい者手当

☑ 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当を受けていない方

※施設に入所中の方などを除く。

※住民税課税の場合は支給を停止します。

☑ 年2回(9月、3月)月額5,000円を支給(障がい者手帳の新規取得または等級変更時の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給)

②特別障がい者手当

☑ 身体または精神の重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の方や、重度の要介護認定を受けている方など、国が定める障がいの程度に該当する方

※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院中の方を除く。

☑ 年4回(5月、8月、11月、2月)月額29,590円を支給

③障がい児福祉手当

☑ 日常生活で特に制限のある20歳未満の方(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳A、常時介護を要する精神障がい者など)

☑ 年4回(5月、8月、11月、2月)月額16,100円を支給

④特別児童扶養手当

☑ 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

☑ 年3回(4月、8月、11月)1級 = 月額56,800円、2級 = 月額37,830円を支給

※②～④については、所得制限があります。

所得状況届・現況届の提出をお願いします

②～④を受給している方は、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には案内を送付しますので、9月11日までにご提出ください。

八潮市役所 ☎ 996-2111 市外局番は(048)です

☑ 日時・期間 ☑ 場所 ☑ 対象 ☑ 内容 ☑ 持ち物 ☑ 定員 ☑ 費用(記載がない場合は無料) ☑ 申し込み ☑ 問い合わせ